

飼い犬による事故が多発しています！

三重県では昭和60年に子どもが放れている犬に襲われ死亡するという悲しい事故が発生しています。

咬傷事故は野犬よりも飼い犬による発生が多く発生しています。(平成17年度では128件中115件が飼い犬) **小さい子どもや50代以上の方が咬まれる事故が特に多い**です。

このような事故は、しつけが不十分で**訪問者を咬んだり、犬を制御できない小さな子どもが犬の散歩をしたり、つないである鎖や首輪などがはずれて脱走したことが原因で起きています。**

犬がしたことでもすべて飼い主の責任です。 十分注意してください。

事故が起きた場合、飼い主は保健所に事故届を提出し、咬んだ犬は**48時間以内に獣医師の検診**を受け、狂犬病の有無を確認してもらわなければなりません。



放し飼いは禁止です！

三重県動物の愛護及び管理に関する条例で**放し飼いは禁止**されています。

散歩も綱などにつないで行って下さい。



犬が逃げてしまったときは？

万が一、飼い犬が逃げてしまった時は、すぐに保健所と警察に連絡してください。

迷子になっても**誰の犬なのか分かるようにするの**も飼い主の義務です。犬の首輪に**鑑札**や**注射済票、迷子札**をつけておきましょう。

迷子の犬を保護したときも、保健所と警察に連絡してください。

お問い合わせ先

保健所名	電 話
桑名保健所	0594-24-3623
四日市保健所	059-352-0592
鈴鹿保健所	059-382-8674
津保健所	059-223-5112
松阪保健所	0598-50-0529
伊勢保健所	0596-27-5151
伊勢保健所 志摩市駐在	0599-43-5111
伊賀保健所	0595-24-8080
尾鷲保健所	0597-23-3461
熊野保健所	0597-85-4102

【発行】三重県健康福祉部薬務食品室
〒514-8570 津市広明町13番地
電 話：059-224-2343
E-mail : yakumus@pref.mie.jp



「いつも、いっしょ。
だから、一生。」
いっしょ

人と動物が共生できる社会の実現は
動物を飼っている人、
一人一人の心がけからです



平成18年度動物愛護の絵・ポスター展
小学校低学年の部 三重県知事賞
松阪市立徳和小学校3年 高橋 壮太さん
(たかはし そうた)

三重県

犬の登録と狂犬病予防注射!

飼い主は生涯に1回の登録と毎年の狂犬病予防注射をすることが狂犬病予防法で義務づけられています。狂犬病は犬だけでなく人も含めた哺乳動物すべてがかかり、症状が出ると必ず死にいたる恐ろしい病気です。昭和32年以降、国内での発生はありませんが、世界では毎年約5万5千人が狂犬病にかかり死亡しています。

万一、日本に狂犬病が侵入してもまん延を防げるように、必ず登録・注射を受けましょう。

毎年4月から5月に行われる集合注射か、近くの動物病院で受けて下さい。



動物病院に行きましょう!

狂犬病の他に混合ワクチンがあります。混合ワクチンで予防できる病気の中には愛犬の命さえも脅かす恐ろしいものも含まれています。またフィリリアの予防もしましょう。

人と同じで、犬も病気になります。そんな時のために掛かりつけの病院を決めておくといでしょう。

愛情を持って終生飼育!

毎年、たくさんの犬が保健所で引き取られています(平成17年度1,047頭)。殺処分されるのがかわいそうだからと犬を捨てても、結局はどこかで人に迷惑をかけ、保健所で捕獲することになります。

もしも飼えなくなったときは、責任を持って新しい飼い主を探しましょう。

※動物を捨てると「動物の愛護及び管理に関する法律」で罰せられます。



不妊・去勢手術のススメ!

子犬が生まれて困らないために不妊・去勢手術をしましょう。(市町によっては避妊・去勢手術の助成制度があります。)

手術をすることで^{かか}罹りにくなる病気もあります。



鳴き声・におい・フン尿に注意!

最近、飼い主のモラル低下による保健所への苦情やトラブルの問い合わせが増加しています。人に迷惑をかけることは飼い主として当たり前の義務です。

- 散歩中のフンは必ず持ち帰りましょう。
- 犬小屋の周囲は清潔にしましょう。
- ムダ吠えなどの問題行動をしないように、しつけを行いましょう
- たくさん犬を飼う事が苦情の原因となることがあります。広さや場所などの飼育環境も十分に考えましょう。

※エサや水を与えないなど世話を十分にしないと「動物の愛護及び管理に関する法律」で罰せられます。

- 野良犬がいても、安易な気持ちでエサを与えないようにして下さい。

